

社会変革への途(4)

目次 (仮)・・・書き下ろしなので、あくまで仮です。書き上げた時点で大幅改訂になっていきます。すでに、Ⅲに予定していたところを変更しました。

- (はじめに) (「反障害通信」 81 号)
- 序論—いかにして現体制は維持されているのか (「反障害通信」 83 号)
- I. 瀕死の議会制民主主義—間接民主主義の救命
 - (1) そもそも民主主義とは何か? (「反障害通信」 84 号)
 - (2) 情報・コミュニケーション・アクセス保障と情報隠蔽・歪曲を許さない闘い (「反障害通信」 84 号)
 - (3) 三権分立の確立 (「反障害通信」 86 号・・・本号)
 - (4) 民意を反映しない選挙制度の改革 (「反障害通信」 86 号・・・本号)
 - (5) 地方分権、被差別当事者による「拒否権」の確立 (「反障害通信」 86 号・・・本号)
- II. 間接民主主義から直接民主主義へ
 - (1) インターネット投票の波及と国民投票の拡大
 - (2) 国会の政策集団化
- III. さまざまな物象化 (意識的とらわれ) からの止揚
 - (はじめに) 六つの物象化とその止揚
 - (1) 国家という物象化とその止揚
 - イ、下からの国家を超えるネットワークの確立／ロ、軍をなくすとりくみ／ハ、国家主義・ナショナリズム批判と国境を越える民衆の連帯
 - (2) 王制という物象化とその止揚
 - (3) 神という物象化とその止揚
 - (4) 私有財産制度という物象化とその止揚
 - (5) 貨幣という物象化とその止揚
 - (6) 労働能力という物象化とその止揚
- IV. 「構造主義革命論」の見直し
 - (1) 地産地消運動と協同組合運動
 - (2) 産地直送運動と民衆の生産と消費のネットワーク
 - (3) 労働組合運動と労働組合による生産管理
- V. 反差別共産主義論の確立
 - (1) 過去の「共産主義運動」の総括
 - (2) 国家の解体のために
 - (3) 反差別共産主義論の確立と反差別運動のネットワークの形成と推進

この連載を始めるにあたって最初に書いたように、目次のⅠからⅤに進んで行くにあたって、現実の枠組みで少しでも民主主義的にどうしていくのかというところから、もっと根底的な社会変革と進んでいく論攷になっていきます。したがって今回の論攷で書いたことは、次のⅡが実行し得たら、こんな話をする必要もないことを含んでいるのですが、「現実的な」せめぎ合いの一つとして提示していきます。

Ⅰ．瀕死の議会制民主主義—間接民主主義の救命

(3) 三権分立の確立

韓国の日本では最高裁にあたる大法院の「徴用工問題」での判決が出たとき、日本の政府から、とても認められない判決だというコメントがでました。日本でも三権分立の法体系になっていて、司法の判決がおかしいということなど日本の判決でも言いえないことです。それを他国の司法が出した判決にそんなコメントをすること自体まさに内政干渉で信じがたいことです。しかも、日本の政府も民間のひとの請求権は消えていないという法解釈をしているのですから、司法の判決もそれ自体としては同調することです。そこでの対応は、冷静に「韓国の行政府の対応を見守りたい」としておくことだったのです。それを、参議院選に合わせて、ナショナリズムを煽れば保守票が伸びるとの思いか、閣僚や首相自身が報復を匂わせる発言をして、貿易のホワイト国指定からの排除に進みました。すぐに、自分たちの論理のおかしさに気づいたのか、慌てて、この問題は長年議論していたことで、「徴用工」の問題などとは関係がないという見解に切り替えましたが、「覆水盆に返らず」です。いつものホンネと建前の使い分けだと、しかも、ホンネを出してホンネと建前の使い分けなどできないはずなのに、それでも強引に押し通そうしていると、だれもがとらえました。そういう中で、現在の日韓のこじれた関係に陥っています。日本では小学生の頃から三権分立ということ学びます。日本の政治家は、小学生でも学んでいる三権分立の原則を知らないのでしょうか？ 今、韓国では検察改革とかも含めて、いろいろせめぎ合いが起きていますが、三権分立の機能があるのです。日本では、この三権分立がほとんど機能していないのです。わたしは「障害者運動」関係の裁判支援とかいろいろ裁判を見てきましたが、以前から、上級審にいくほど政権寄りの判決が出るという話が出ていました。そして、日本の最高裁は、いつも、立法と行政の裁量権の問題だと、独自の判断を下さないのです。判断を出すのは、行政寄りの判断です。結局、三権分立が機能していないのです。ですから、「徴用工」問題でも、日本だったら行政が司法をコントロールできるのに、韓国はなぜやらないのか、というところでのコメントが出たのだとしか思えないのです。

さて、話はまだ続きます。最近報道番組を見ているのですが、そこで、自民党の議員が、「韓国の大法院は、政権が任命したひとがつき、しかも地方裁判の判事の経験しかないひとが大法院の裁判官になっている」とかという発言までしています。自民党の政治家には、「人の振り見て我が振り直せ」とか「批判は自己批判から」とかいうモラルもなにもないのでしょうか？ そもそも日本の最高裁裁判官も首相が任命します。アメリカの最高裁も、大統領

が新しい判事を自分の政治性に合わせて任命していくということになっています。だから、とやかくいうことでなく、そもそも内政干渉と反批判されることです。日本の場合にはかつて慣例とかあり、裁判官出身者、弁護士出身者、学者から順繰りに任命指定ということでしたが、そういう慣例も崩れているという報道もなされていますが、そもそも最高裁裁判官の任命を、マスコミもきちんと取り上げなくなっています。はっきり押しえうるのは、安全保障法関連法案の審議に合わせて、かつては法の番人と言われた内閣法制局長が、これまでは歴代「集团的自衛権は違憲である」という判断を下し、そして憲法学者の九割が違憲だという主張をしているのにもかかわらず、これまでの中立性を担保するという慣例を崩し、合憲とする意見のひとを任命したということがあったのです。それに、日本の場合でも、最高裁の裁判官を学者から任命することがあるので、裁判官の経歴がどうして問題になるのでしょうか、それに若い人を何段階も飛び越して登用するということをどうして批判するのでしょうか。自民党の政治家は、どうも「恥も外聞」もしらない発言をくりかえしていると思えません。昨今のいろいろな事件がおきるたびに、日本はどうなっているんだろうと思っているのですが、日本の政治家をみていると、そういう世相を生み出しているのは、政治家ではないかと思わざるを得ないのです。

さて、この論攷は情勢分析というよりも、方針をどう出していくのかということを書いてあること。ここでは、ひとつははっきり出せることは、最高裁の国民審査制度があるので、それを活用して、最高裁の裁判官を首相が任命し、しかもそれを慣例に基づき中立性を担保するということになっていないとして、全員×マークを付ける運動を進めていくことだと思います。

もうひとつは、どうも裁判官には正義を貫くという根本的思想が欠落していつているということがあります。そもそも、政権寄りの判決を出す出世していくということがあり、上級審なるほど出世願望が強く、正義をなおざりにしていくということがあるので、裁判官の一律賃金制度などの議論もしていく必要があると思います。

もうひとつは、運動が裁判に及ぼすということが、少なくとも「良心的」裁判官、「良心が残っている」裁判官にはあるので、運動をもりあげ、マスコミにはたらきかけ、世論を盛り上げるという中で、まっとうな判決を導き出す運動が必要なのだと思います。

(4) 民意を反映しない選挙制度の改革

この話は、そもそもⅡの話が進んでいったら、根底的に様変わりすることで、論じる必要もなくなります。また、わたしにはそもそも議会で政治が変わるのかという思いがあるので、いろいろ考えるのもためられるのですが、話の流れとして出しておくことなので、簡単に書き置きます。

そもそも、現行の二院制は意味不明の制度になっています。政権を担当する側が、どんどん自分たちが政権を維持しやすいように、そして相対的に保守政治を維持するための制度にどんどん、後出しじゃんけんのようにルールを改定していったのです。

現行の制度は、民意が反映されない、死に票が多い制度になっています。少なくとも、民

主義というのですから、民意の反映される制度にしなければなりません。

で、二院制にするのなら、衆議院と参議院の同じような選挙制度にしていたら意味がありません。

わたしは衆議院は、地域と密着した都道府県ごとの中選挙区制にして、参議院は全国区の比例代表制と党と個人の選択という現行制度にする、地方選挙区はなくすということを考えてみました。そんなにきちんと考えたわけではないので、とりあえず考えてみたという制度です。

(5) 地方分権、被差別当事者による「拒否権」の確立

さて、前項で選挙制度のことを書いたのですが、これはでは中央の地方の支配とか、地域格差の問題が出来ます。そしてマイノリティのひとの意見が押しつぶされてしまいます。多数決の原理だけでは、民主主義は機能しないのです。これは、基地問題に関する沖縄の県民投票をイメージしてもらおうと、問題の所在がはっきりします。県民投票で七割近いひとの反対があっても、なお政府が基地を押しつけるなどゆるされようがないことです。これらのことは古くは三里塚の基地反対闘争や原発の地方押しつけや、これから起きてくるであろう原発の核のゴミの処理問題とか、はっきり住民投票を無視できないという体制をつくることだと思います。それは差別に関する政策においても、当事者の意思を尊重する、拒否権を発動させるシステムを作る必要もあります。「障害者運動」のスローガンにもなっている「我々抜きに我々のことを決めるな」というところで、それを拒否権の思想として認めさせることが必要なのだと思います。

今回は、目次の一部変更があったので、目次全体を掲載しましたが、次回からは目次は省略します。多分随時変更していくので、最後にまとめ上げたときに再度掲載します。